

地方行政委員會議録 第三号

昭和三十三年二月十一日(火曜日)

午前十時四十七分開議

出席委員

委員長 矢尾喜三郎君

理事 龜山 孝一君 理事 額綱 彌三君

理事 徳田 重延君 理事 永田 亮一君

理事 吉田 重延君 理事 川村 義義君

理事 中井 徳次郎君

青木 正君 加藤 精三君

川崎末五郎君 菅野和太郎君

木崎 茂男君 楠美 省吾君

渡海元三郎君 早川 崇君

古井 喜實君 松澤 雄蔵君

今村 等君 大矢 省三君

北山 愛郎君

出席政府委員

警視監(警察庁 坂井 時忠君
長官官房長)

委員外の出席者

警視長(警察庁 増井正次郎君
事部防犯課長)

専門員 圓地興四郎君

本日の會議に付した案件

銃砲刀剣類等所持取締法案(内閣提
出第一二二号)(予)

警察法等の一部を改正する法律案
(内閣提出第二七号)

遺失物法等の一部を改正する法律案
(内閣提出第二八号)(予)

○矢尾委員長 これより會議を開きま
す。

警察法等の一部を改正する法律案、
銃砲刀剣類等所持取締法案及び遺失物
法等の一部を改正する法律案の三案を

一括議題として質疑に入ります。質疑
は通告順によってこれを許します。龜
山孝一君。
○龜山委員 まず最初に銃砲刀剣類等
所持取締法案につきましてお伺いし
たいと思います。

銃砲刀剣類を取り締るといふ御趣旨
は、先般の提案理由によってよくわか
りました。私はこれに最も密接な関
係ありと思ふのは火薬類の取締りだ
と思ふのです。銃砲刀剣の取締りも今度
がっちりできると思いますが、一体こ
れよりもっと危険と思はれる火薬類
に対して、どういふ取締りがしてある
のか、この際一つお伺いしたいと思
います。

○坂井政府委員 御質問のありました
通り、火薬類の取締りは非常に大事な
問題でございますが、この法律の所管
は現在通産省になっておるわけでござ
います。通産省が業務監督上の監督
をいたしておるのであります。ただ
罰則がござりまする点につきましては、
警察も当然その監督をいたす義務を
負っているわけでありまして、そん
見地から通産省とよく連絡をいたしま
して、私の方では罰則の規定の適用に
つきまして、終始注意深く取締りを統
括しておる、こういうことになってお
ります。

○龜山委員 よくわからないのですけ
れども、一応の罰則がある点で警察が
取り締まる、こういう御説明でありま
す。銃砲刀剣類については占有、所持
その他この法案にありましますように非常

に嚴重な制限がしてある。しかるにこ
れよりもっと危険視され、しかもわれ
われが戦前に体験をし、戦後におい
ても同様でありまします。火薬類の製造か
ら管理から、これの所持から、そん
問題についての取締りがどうも不
十分ではないか。いずれあとで銃砲刀
剣類について御質問したいと思いま
すが、この方は至つてやかましい制限を
つけておる。しかるに火薬類に對して
の制限があまりにルーズであるとい
う感じがするのですが、一応その火薬類
についての取締りといふ点か、これ
の占有、所持その他の問題を一つお伺
いしたいのであります。

○坂井政府委員 先ほど申しました
通り火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、
消費その他の取扱ひにつきまして、
通産省の方で権限を持つて、またその
係の職員も置かしまして指導、取締り
をやつておるわけでござります。と申
しますのは、この火薬類といふのは御承
知の通りいろいろの種類があるわけ
でございますが、いわゆる生産面にお
いては使われておるわけでござります。
従ひまして通産省の仕事とする方が適
当であるといふ建前をとつておるので
ござります。御指摘の銃砲刀剣類等
は、これは生産といふことには直接結
びつかぬ面が多いといふことで、警察
庁の所管といふことになっておるわけ
でございます。犯罪を犯すというよう
な点につきましては、火薬もあるいは
銃砲、刀剣も同一の面があるかと思
われますが、その本来の用途をいたし

まして、やはり違ひ面があるのでな
かりか、こういう点で片方は通産省
の所管、片方は警察庁の所管とい
ふふうになっておるかと思ふのでござ
ります。

○龜山委員 火薬類が生産上非常に重
要な価値を持つておるといふことは今
おつしやる通りですが、それと同時に
またこれが保安上非常に危険なもので
あることも申すまでもない。そこでこ
れを単なる通産省所管だけに全部まか
してしまつて、罰則の適用関係だけ
の範囲においてのみ警察庁がこれに関
するといふのは、いかにも産業上のこ
とのために保安上のことをおろそかに
しておる、こういう感じを持つてお
るのですが、その点についての警察当局
の御意見を伺ひたい。

○坂井政府委員 非常にむずかしい問
題であると思ひますが、われわれの
方としましては、とにかく通産省とよ
く連絡をとつて、火薬類等が犯罪に使
われる場合につきましては、警察が十
分指導、取締りを加えるといふこと
をやつておる次第でございます。

○龜山委員 具体的に犯罪のおそれが
あるといふような場合に取り締つて、
事前に、たとへば戦前にあつたのは私
から申すまでもなく銃砲火薬類とい
ふものが一掃になつて取締りがしてあ
つた。それが今度はさつきもお話のよ
うに、火薬は産業上の理由で切り離され
た。そうなるに従來の法律の時代に
は、火薬の製造からあるいはその管
理、貯蔵からあるいは占有、所持につ

いても相當に保安上の取締りをして
いた。それが今は全然ない。ただ犯罪
のおそれがあるといふような場合にのみ
警察当局は関与できる、そん
具體的にどういふ場合ですか、それ
でいいと警察庁は思はれますか。

○坂井政府委員 火薬類等につきま
しても、警察が過去とは違ひましてある
限られた面だけの権限を持つておる。
その権限はどういふものかと申しま
す。通産大臣から火薬類の製造許可等
についての通報を受ける権限がある
か、あるいはまた火薬類取締法の四十
三条の二項にありましますように、「人の生
命、身体又は財産に対する危害を予防
するため特に必要がある場合には、火
薬庫その他火薬類の保管場所又は火薬
類の製造場所若しくは消費場所に立ち
入り、関係者に質問することができ
る。」といふふうになつておるわけで
ござります。警察法が改正されました
際、こういう関係の仕事、それから衛
生関係の仕事を大幅に各省の所管に
譲つたのであります。いわゆる警察は
各行政官庁のやる仕事につきまして罰
則の適用がある場合に、執行機関とい
ふふうになつてきた。行政面につきま
しては、特に警察の仕事といふものが
執行機能的な性格になつてきた、こ
ういふ点が戦後の警察の一つの特徴であ
らうかと思ふのであります。そん
ことになつておる次第でございます。す
が、反面からいいますれば、その執
行の段階ではもう追いつかない、その
前の段階においても、もう少し徹底的

にやれというお話もよくわかるのでございませぬが、これは法の建前上なかなか困難な、非常にむずかしい問題も含んでおる通りに存じておるわけでございます。

○亀山委員 法の立て方で現在のような手ぬるいやり方でやむを得ぬというお話であります。これは私から申すまでもなく、最近の二、三年の事例でも火薬工場、特に花火等の火薬工場が爆発して相当の死傷者を出し、被害を出したことは申すまでもない。私はああいう事実を見ており、さらに火薬を取り扱者がやはり戦前と同様に、ダイナマイトの取扱について相対的にこれを取り締まらなければ、不測の災害事件が起ることが予想される場合が多々ある。そこでそういうようなままに放っておいて一体いかどうか。法の立て方がむずかしいとおっしゃるが、それは今の危険に比べますれば、これはやはり銃砲火薬類取締法と同様とは申しませんが、保安上これに相当する程度の取締りを加えるべきではないか、こういうふうに思っておりますが、その法の改正ということは非常にむずかしいというのはいささか点があつて、この銃砲刀剣類等所持取締法と同様に、適当にこの趣旨を盛って、この際今の火薬関係の法令を改正して、ある方面については従来通産省は相立の努力をしておられると思ふけれども、手が足りない。警察当局の方は、現地においていろいろな事情をよく知っておるのと、ともに手を携えてこれが取締りを行なつて、そして不測の災害を防止する、あるいは除くということが望ましいと私は思ふのですが、いかがでし

るか。どういふ点がむずかしいのか、やつてやれぬことはないと思ふのだが、その点は全然やれませんか。両省のセクショナルリズムなら別だけれども、その点お伺いしたいと思います。

○坂井政府委員 おっしゃる点はよくわかるのでございますが、私どもの考えといたしましては、とにかく通産省の監督をもう少ししびしびやっつけていただきたいという気持を強く持つておるわけでございます。通産省だけではないのであります。いろいろな法規、権限に基きます監督が各大臣、従つて各府県知事が委任を受けてやっておるのであります。いろいろな点で非常に行き届きといたしますが、徹底しておらない。私も第一線の仕事としておりましたが、この火薬の点等につきましても、府県におる担当の職員がきつめて少い。非常に大きな兵庫縣みたいなところでも、火薬類等につきましての専任職員は、技師一人に技手が二人くらい、あの大い兵庫県の監督をやっておるといふようなことで、徹底を欠くくらい非常にあつたのであります。御承知のように兵庫縣は、あつたこの家島という島に相当大きな火薬庫があるのであります。非常に離れたところ、島に一つ行って監督することはなかなか困難である。しかし私どもの方として、とにかく法の建前がそうなつておる以上、県庁の方で、もう少し徹底的な監督をし得るようになり、極力望んでおつたのであります。警察といたしましては、それに協力するといふ態勢で、それぞれ駐在巡查、警察署を動員いたしまして、援助の態勢をとつて、まあまあやっておつたのであります。ところが、こういう法の建前から

しまして、やはり通産省でも徹底した監督をやつていただく、このことが必要ではなからうかという気がいたすのであります。

それから、お尋ねの法改正がむずかしいといふ点は、これは警察が執行機関的なふうに変つてきた建前を、この際どうするかという、警察の性格問題にも触れて参りますので、まあむずかしい問題であるといふふうに申し上げましたので、法律技術的に非常にむずかしいといふことではないのでございませぬ。なお御質問の趣旨のある点はよくわかりますので、さらに通産省等と連絡を遂げまして、今後の措置につきまして研究を進めて参りたい、こういうふうにお考えをしております。

いませぬけれども、まあ爆発物に類するものとして、これに対してどういふような取締り申しますか、管理が行われておるか、お伺いしたいと思います。

○坂井政府委員 法の建前は、やはり先ほどの爆発物等と同じような建前になつておりました。執行面、いわゆる罰則がついております点に触れる問題につきましては、警察が執行機関としてこれが取締りに當つておる、こういうことでございます。

だのであります。その点の大体の御趣旨、ことにそれによつて文化財ならざる刀剣を所持する場合の例等をお示し願ひたいと思ひます。御方針を一つお示し願ひたい。

○坂井政府委員 文化財がある程度規制するということになります。それに漏れたものにつきましても問題は同じでございます。ただ文化財ならずとも風俗習慣その他によりまして、所持させることが常識上妥当であると思はれるものにつきましては、特別の取扱いはありません。そういうことで改正案を考えておる次第でございます。

その他の体育競技につきまして、外国から持って入ります銃砲、ピストル等の問題であり、これに対しては国際関係上、いろいろ手続等で従来とかく取扱ひに対して問題が起つたと思ふのですが、今度はどういふ方針で外国選手が持つてくるピストル等を円滑に許可されるのか、その御方針をちょっとお伺ひしたい。

○坂井政府委員 拳銃は、わが国におきましては職務上持つておるもの以外は、一切所持を認めない建前をとつてきておりまして、今度の改正法におきましてもその建前をとつておる次第でございます。ただ、さういふ御質問は、御質問のありました通り、この五月にアジア・オリンピック大会がありまして、その種目の一つにピストル競技というものがある、その際外国人が参加できない、拳銃を持つてないわけでありまして、から参加できないということになる次第でございます。さういふふうになりますと非常に不都合がありますので、国際競技等に必要である場合には、外国人が拳銃を持つて入ることを許可するといふふうな、一種の特例を考へておる次第でございます。

○龜山委員 さういふ場合に、一々所有者が許可を受けるということになると思ひますが、それを一括して許可を受けて、その責任者に一括許可を与えていく、その責任者に国内における取扱ひ等に対して保証してもらひ、さういふふうな便法でも講ぜられれば、一々許可証を持ち歩く、あるいはそのための手続の煩瑣を避けることができると思ふのですが、さういふふうな国際関係の便宜上の処置といふふうなことは何かお考えになつておられるか、

国内の所持と多少違ふと思ふのですが、その点を伺ひたい。

○坂井政府委員 オリンピック大会に参加するといふふうな特殊の事例であり、特殊の取扱ひもいたさうという改正案でございますが、その特殊の取扱ひをさらに何か特殊に扱へないかという御質問の御趣旨であると存じます。この点につきましては、私主官部長でございますので、今後どういふ方針でいくか、後ほどまた機会を得まして御答弁申し上げた方がいかと思ひますが、法の建前といたしましては、やはり一応個々の許可ということになつておる次第でございます。実際の取扱ひで、どういふ便宜的な方法がとれるかということにつきましては、また研究してお答えいたしたいと思ひます。

○龜山委員 今の問題は一つ当局でも十分研究されまして、なるべく国際トラブルの起らぬような御処置をぜひおとり願ひたい。

それから、次に警察法等の一部を改正する法律案に関連してちよつとお伺ひしたいと思ひます。

現在の警察機構の問題をいろいろ考へてみますと、私もが懸念にたえませんが、北海道の北辺のいわゆる国境警備、あるいは密航関係の取締りその他の関係、さういふ点を考へますと、現在の警察官でいいのか、あるいはその地方団体で一部負担するといふふうな警備官よりも、むしろ全額国庫負担で、その府県に迷惑をかけないようない警察官を配置するのがいいのじやないか、これはその府県の利害関係というよりは、国全体の利害関係に影響する

問題ですから、さういふ点についてのお考えなり御意見が何かあつたならば、ちよつと参考にお伺ひしたい。

○坂井政府委員 御質問の趣旨まことにござつともな点があると思ひますが、二十九年の警察法の改正の際に、かく警察の組織の単位は都道府県とするといふ大原則を打ち立てて、その後その建前でやつておるわけでございます。従ひまして御質問のような趣旨の点は、十分検討の余地のある問題であると思ひますが、警察の組織の単位の問題とからみまして、今直ちにこれをさういふふうにするといふ結論を得るわけではないのでございませぬ。パトロールといふことは、今も多少考へて改正案をお願ひしておるわけでありまして、そのほかに国境警備の警察であるとか、あるいはまたきわめて特殊な警察事務についての要員である分につきましては、国が直接めんどうを見るというふうなことも十分考へられる点でありますので、将来の問題として研究をいたしたいと思ひます。

○龜山委員 今私が申し上げたので、ちよつと誤解があつたのではないかと考へ、つけ加えて申し上げておきますが、これは全額国庫負担であるけれども、その身分はやはり今までの警察官と同じである、費用だけを全額国庫負担で持つて、さうして今の国境警備あるいは国境警備に充てる、あるいは国において特に必要と認めるところにこれを配置する、その指揮系統は現在と同じ府県の本部長でいい、さういふふうには私も考へるのです。その点は、私が申し上げたような国境等につきましてはどうしても考慮していかれる

のがいいのじやないか、さういふように思つておりますので、その点の意見を私を申し上げます。

○矢尾委員長 なお、通告がありますからこれを許します。中井徳次郎君。

○中井委員 警察法の問題については後日に譲りたいと思ひます。

きよりは銃砲刀剣類等所持取締法案について、二点だけお尋ねをいたしておきたいと思ひます。第四条に「狩猟、有害鳥獣駆除、と殺、人命救助、漁業、建設業又は」、さういふふうにはありますが、この中の建設業が持たなければならぬという理由をちよつとお聞かせいただきたい。私も考へて、建設業がどうして銃砲及び刀剣を持たなければならぬのか、どうもよくわからぬのです。

のがいいのじやないか、さういふように思つておりますので、その点の意見を私を申し上げます。

○坂井政府委員 私主官部長ではございませんので、今主官の者をお呼びいたしますから、恐縮であります。さういふ点に答弁を保留させていただきます。

○中井委員 それではもう一つお尋ねをいたしたいのだが、先ほど龜山さんからちよつとお話がありましたけれども、これまではむしろ美術品だとかさういふ骨董的なもので刀剣を持つことができない、さういふことになつておりましたが、今度はそれをむしろ逆に広げて、おやじの形見だといふふうなことで、もう持つてるといふことになりまして、親分の形見だ、さういふことになつて、これは大へんなことになりはせぬかと私は思ふ。先ほど私はあなたの答弁を伺つておつて、その点非常にどうも重大だと思ひますので、さういふ点についての考え方を、この

際やはり委員会としては統一をしておかなければならぬ。それはもう大へんですよ。あなたも御存じかもしれないが、去年別府で暴力団同士の争ひがあつた。みんな刀剣を持つておる。それで別府の市警が、さういふものを持つておつては困るじやないかと言つたら、これはみんな美術品だ、おい君食え、と言つて、刀剣でちよつとリンゴを突いて警察官の前に出したとか出さぬとかいふ話まで聞いております。そこで、これはせつかくさういふものをお作りになるのですから、その辺のところをはつきりしてもらはぬと、委員会としてはちよつと困るのだがな。これはどうなんですか。文化財保護委員会に登録するといふことを書いておられますが、これはもちろんさういふことでしよつとがね。しかしそれはだれでもいいのですか。さういふものについても制限的なものを私は設けるべきだと思ふ。第五条に書いてありますね。さういふものは許可を取り消すとかなんとか書いてありますが、どうもそれには当てはまりさうにもありません。この点についても私は政府委員の持つてきた答弁を伺はぬと、この刀剣取締法案そのものについては、社会党としてはまだ党議がきまつておりませんが、大体の方向は、とにかくさういふ暴力団を防ぐための法律であるならば、反対する筋合ひではありませぬけれども、内容にさういふ盲点があるようでは、これはちよつと問題です。その点はどうでしよつと。

○坂井政府委員 御質問の御趣旨全くその通りでございます。銃砲刀剣類等の所持は、職務上あるいは業務上必

要なものを除きまして、極力抑えたいという気持は、この法改正の一貫した考え方でございます。ただ御指摘のありましたように、第四条に、祭礼等の年中行事に用いる刀剣類その他の刀剣類で所持することが一般の風俗習慣上やむを得ないと認められるものを所持しよとする者については、特別の取扱いで所持を認めるといふように除外例を設けたのでございますが、この指摘のような点がたくさん出てくるわけでございます。従いましてこれはほんとうに必要やむを得ないものだけに限るといふことでやっていきたい。従いまして、この第五条にいろいろ不適格の条項が書いてありまして、この第六号に「人の生命若しくは財産又は公共の安全を害するおそれがあると認めるところで、暴力団その他はきつちりと所持を認めない」といふことでやっていく方針でございます。

○中井委員 今の答弁ではまだ不十分だと思つて。中川君が来ましてからこの点ははっきり確かめておきたい。建設業の關係はどうですか。建設業はどうして銃砲刀剣が要るのか。この点は重要ですから、政府において見解の統一をきちつとはかってもらいたい。おそれくこれは自由党の皆さんだつて同じ御意見だらうと思つてます。きよらはこの程度にいたします。

○川村(維)委員 関連——今の刀の持ち歩きですが、近ごろ非常に剣道が盛んになつてきて、それにちなんでいろいろ居合の練習がまた非常に盛んになつてきた。そうすると、木刀ではど

うも居合というものは目的も達しないし、気合も出ない。やはり真剣を持たなければならぬ。居合の練習あるいは居合術の練習にはけむ人たちは、必ず刀を持って出るわけですから、こういふものについてどういふふうに考えておられるかというところは、今の質問等に関係して重要な問題だと思つて、この点も一つはきつちりと見解を明らかにしておいていただきたいと思つてます。

○増井説明員 お答え申し上げます。ただいまの刀剣等を居合あるいはその他、社会的な必要性と申しますか、そういう必要性に基きまして携帯される、あるいは運搬されるというところをこの法律では禁止することを趣旨としておりません。通常業務上の用途、商用であるとか、あるいはその携帯、運搬すること自体につきましても、通常社会的に認められるような必要性がございまして、それは禁止の対象とはいえないのでございまして、必要のないのに刀剣を持ち歩いておるとか、あるいは暴力あるいは騒擾、傷害というふうな状態が大体予想せられまして、そういう状態において刀剣を運搬される、あるいは携帯されるというところをこの法律は規制して参らう、こういうことを考えておるわけでございます。

○川村(維)委員 それはそれでなければならぬと思つて。ほんとうに居合の道を練習する人は、これは自分の心身の鍛錬としてやるのですから、これを悪用したりなどするようなことは絶対あり得ないし、またちゃんと法規に従つて刀等の取扱ひをりつぱに始末をしてくれる人だと思つて。ただ今日のような状態になりますと、そういう

ものには名をかりて、結局ほんとうの居合の道を練習する人じゃないうちが、これで行つぱに取り締つていかなければならぬというふうな、そういうおそれのある対象の人たちが、結局そういうものに名をかりて刀を持ち歩く、これを取り出すというおそれが出てくるんじゃないかというのを心配しておるわけですから、そういう場合に、一体何を具体的にどういふ形においてこれを取り締つていくかということ、非常に大きな問題になつてくる。その辺のところはつきりしておらなければ、結局どういふものが誤まつた方向に進んだり、あるいは結局取り締まらなければならぬものを逃がしてしまつたり、そういう結果になるんじゃないか、こういう点を非常に心配するわけですから、その点をよく考えておりますか。

○増井説明員 ただいまの御質問の点は非常に大切なことのように存じます。従いまして私も四條に關する規定を、いかなる場合が正当な理由でなない場合であるかというふうな事柄を具体的に検討いたしまして、この通達あるいはこの法律に關する解釈を明らかにいたしますとともに、第一線の今後この運用におきまして、具体的にこの法律の運用に關しまして、そういう行き過ぎのないように、判断の誤まりのないように十分に留意して参りたい、こう考えております。

○綱編委員 関連——第三條第一項の所持といふことですが、たとえばピストルとかなんとかいふものは、その仕事のために始終持ち歩くといふことがあるのですが、刀剣は職務上始終持つてゐるといふものもあるかもしれませ

んが、ことに文化財なんかの關係からいいますと、これはむしろ始終所持しているんじゃないかと、運搬するとか携行するとか、こういう場合があるわけですが、この所持といふ問題は、所有権、そういうものに対しては所有権を確保している意味でなくて、届出をすれば、そういうことは当然にだけれどもその許可をされたならば運んでいけることになるわけですか、どうなんで

○増井説明員 ただいまの問題は、登録刀剣の御質問のように存じておりますが、登録刀剣につきましては、文化財として価値のある刀剣であるということ、文化財保護委員会の方で刀剣審査会の方が御認定になりました。その価値ある刀剣を保存しようという趣旨から、登録の制度が生まれて参つたのであります。従いまして、登録を得られました刀剣である限りは、所有権等につきましても、あるいは所持につきましても、現行法ではあなたが持たれてもよい、こういう規定になつているのでございます。ただし、その現実に登録を受けられた品物であるかどうかというところにつきましても、登録証というものを文化財の方で出しておられますが、その登録証をお持ちになれば、現在所持はそれでいいのでございまして、携帯、運搬もよろしい、こういうことになるんじゃないかと思つて

○綱編委員 大体趣旨はわかりました。それが、そういう持歩きとかいふものを鑑定するために持ち歩くとかいふような場合に、ときどき警察の方で、勝手に持つていけしからぬといふようなことで、従来そういうことか

迷惑をしたような実例もあるように私も聞いてゐるわけですが、そういうふうな点をよくはつきりして、いろいろ善い人が迷惑するような場合があるのではないかと、いろいろに考えるわけですが、その辺はどういふふうにお考えになつておられますか。

○増井説明員 私ども今回の法律改正の趣旨から考えまして、一面現在の刀剣、銃砲が悪用をされないという方向を出されておられますと同時に、他面におきましてはやはりそういう禁止規定の設定に伴ひまして、運用上は十分留意しなければならぬ事柄が多いように考えております。従いまして、従来の銃砲所持禁止令、銃砲刀剣類等所持取締令という政令の形におきまして運用されておりました実情を判断いたしますならば、さらに今回この法律としての改正を機会に根本的に考え方を、建前、運用の仕方というものを考え直して参る必要があるのではなからうかと存じております。ただいまの御説のような点につきましても、私ども今後の運用につきましても十分留意して参りたいと思つておられます。

○北山委員 関連して……資料的なことなんです。銃砲や刀剣類といふようなものは、現在登録あるいは許可を受けておるもの、それ以外に潜在しておるものが相当あるんじゃないかと思つておるのですが、それらの点についてもどのくらいあり得るものか。特にこれは調べてみなければならぬでしようが、いろいろな暴行脅迫、あるいは傷害殺人、そういうような犯罪に武器を使用されてゐるような例があると思つて。それを許可を受けなかつたもの

というようなケースが相当数あると思
うのですが、そういう犯罪に使用され
て許可を受けないで持った武器
器、拳銃とかあるいは刀剣類、そうい
うものから推定をして、一体警察庁と
してはそういう潜在しておる銃砲、刀
剣類がどの程度にあるものかというこ
とを考えておられるか、それが一つで
あります。

それからなおそういう武器銃砲等
ですが、その源、源というのは製造し
ておるところ、それからこれを大量に
持つておる軍隊、警察、そういうもの
一つは源になっておるわけですが、軍
隊から流れる、あるいは警察から流れ
る、特に米軍がおりますので、米軍か
ら流れる拳銃等があるのではないかと、
こういうふうには思いますが、それらの
点についてはどういふふうにお考えに
なっておるか、調査資料等があればそ
れをお示しをいただきたい。

もう一つは警察の部内の拳銃の管理
ですが、拳銃によっていろいろな事故
を起している数が相当あるのではない
か。新聞等で見ますと、拳銃の暴発に
よつて人を殺傷したというような事件
もあるようでありまして、そういう事
故がどれくらいあるのか、あるいは警
察の持つておる拳銃等が外部へ流れ
る、亡失をするとか紛失をする、ある
いはとられてしまふ、あるいはまた警
察官がこれを売つてしまふという例も
あるようであります。そういうケース
がどの程度にあるものか、これらの点
について一つ御説明を願いたいと思
います。

○増井説明員 許可を得ておらない刀
剣、あるいは登録されておらない刀剣
がどの程度現在あるかという問題で

ございますが、この数字につきましては
私どもはつきりとつかんでいないので
ございませぬ。ただ現在許可を受けてお
る銃砲刀剣の数がございませぬが、大体
にいたしましてお手元に資料としてお
配りいたしました申にあると記憶いた
すのでございませぬが、大体銃砲刀剣の
許可に關しましては約五十万ほどと存
じております。空気銃、獵銃それから
獵用刀なんかをひつくるめて、ざつと
五十万ではなからうかと考えておりま
す。

それから登録されました刀剣と申し
ますのは、やはり五十万か五十五・六
万だつたと思ひます。最近の登録状況
は、年間やはり四万ないし五万とい
うような数字が出て参つておるよう
でございます。そういう数字が上つて参り
ますのは、たまたま何かの機会に蔵の
掃除をやつておるときに発見された
というのが多いようでございます。そ
の際に登録刀剣として文化財保護委員
会の方に届出をされて登録されてくる
というふうでございます。

それから許可銃砲刀剣につきまして
は、これは社会的な必要性があるもの
でございますから、そのつど受けて
参つておるようであります。
なお暴力団等が使つた数字でござい
ますが、これは許可をされた刀剣、そ
れから許可をされぬもの、そして
正規に許可を受けたものでも使用方法
を誤つたものという事で、そういう
数字も出てきております。

○増井説明員 許可を得ておらない刀
剣、あるいは登録されておらない刀剣
がどの程度現在あるかという問題で

いうような刀剣を使った事例が少く
ございませぬ。
それから拳銃でございますが、拳銃の
取締りにつきまして、特に私もあら
ゆる方面から取締りをやつておるの
でございますが、大体年間四百丁から
四百五十丁前後の取締りをやつてお
るのでございませぬが、やはり依然数は減
らないというふうな状況でございます。
これはどこから出るのかという御質
問でございますが、ずつと過去から旧
軍隊時代の拳銃を使つて、あるいは不
法事犯を犯しておるというふうな事例
もあるようでございます。それからま
た最近SWというか、アメリカ製の拳
銃なども取締りの対象となつたりち
出しておるようであります。その源はど
こかというお話でございますが、やは
り私どももいたしましては、米軍関係
あるいは警察の保管にかかるとい
ふこともございませぬ、こういう拳銃が流れない
ように、またそういうものが紛失しな
いように十分注意はいたしております
ことも、関係の米軍等につきま
しては特にこの点は念を押しまして、管理
保全に留意をされるように私ども注
意を喚起いたして参つております。

○北山委員 ただいま御説明のよう
なケースについての拳銃なら拳銃が、一
年間に四百丁くらいというのですが、
その経路をお調べになつておると思
いますので、どういふ経路で一体入つ
ておるか、こういう統計というか、
数字的に整理されたものがあれば、そ
れをあとでもいからお出しを願いた
いと思ひます。
それから警察部内の拳銃の事故、そ
れから亡失してどこかへ紛失したと
いつたようなもの、こういうものにつ

いても資料を出していただきたいと思
います。
なお国内にこういう武器の製造業者
が三十軒くらいあるやうであります
が、拳銃、あるいは自動小銃とかそう
いうものもあるかもしませんが、それ
を製造して輸出しているのがどのくら
いあるか、あるいは自衛隊に納める、警
察庁に納めるもの、そういうふうな大
体の数字がありましたら、それも資料
としてお出し願ひたい。

○矢尾委員長 それではこの際お語り
しますが、警察法等の一部を改正する
法律案について逐条説明をまだ受けて
おりませぬので、この際逐条説明を求
めることにいたしたいと思ひますが、
御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○矢尾委員長 御異議がなければ、逐
条説明を求めらることにいたします。坂
井官房長。

○坂井政府委員 警察法等の一部改正
につきまして、すでに一部御質問を受
けたあとで説明するのは恐縮でありま
すが、この際御説明を申し上げたいと
思ひます。
この法律案は、二カ条から成り立
てておりますが、第一条では警察法の一
部を改正せんとするものであり、第二
条では道路交通取締法の一部を改正せ
んとするものであります。
まず警察法の改正から御説明申し上
げます。
その第一は、第五条第二項の改正で
あります。本項は国家公安委員会の権
限について規定してありますが、今回新
たに第五号として「全国的幹線道路
における交通の規制に關すること」を

加えました。最近における交通機関の
発達に伴う交通事故の激増につ
いては、すでに御承知の通りでありま
す。特に全国的幹線道路における交通
は、全国的立場での統一規制取締り
を必要とする面があるのであります。
これは、あとで御説明いたしまし
て、諸車の最高速度の制限等交通の
規制の統一をはからんとするものであ
ります。
また第十四号として監察に關するこ
とを加えましたのは、現行法では、都
道府県警察に対する監察を実施するこ
とについて法文上明確にされてお
りませぬので、国家公安委員会及び警察
の所掌事務を遂行するために必要な監
察を行つて得ることを明文をもつて規定
したのであります。特に新たな権限
をつけ加えたものではありません。な
お、これに伴ひ第十四号の事務を行
わせるため、第三十条におきまして管
警察局の所掌事務の範囲に所要の改正
を加えております。

次は、第十九条から第二十五条まで
及び第三十四条の改正であります。こ
れは、警察庁の内部部局の組織を新
しい情勢に即応せしめるため、合理的に改
編しようとするものであります。すな
わち、現行警察庁の内部部局の組織
は、旧国家地方警察時代の組織をそ
のまま踏襲してありますが、これは、新警
察法施行後三年を経過した今日にお
きまして、諸般の情勢から適当とはい
いがたく、また無理な点多々生じて
つあります。特に府県警察の管轄に大
都市、中都市を含むに至つたため、少
年警察、保安警察、交通警察等都市特
有の警察問題が重要度を増しつつある

○坂井政府委員 警察法等の一部改正
につきまして、すでに一部御質問を受
けたあとで説明するのは恐縮でありま
すが、この際御説明を申し上げたいと
思ひます。

状況で、これらに関する事務を適切に処理し、必要な企画、調査を行い、都道府県警察がこれらの部門について時代に即応し、国民の要望に沿う運営をするよう指導する必要があるので、第二十三条の二を設けまして、少年、防犯、保安、交通等に関する事務をもつばら所掌する保安局を新設しようとするものであります。また従来警務部で所掌していた装備の事務を長官官房に移すなど、他の部局の所掌事務にもこの機会に合理的改編を加えますとともに、昨年八月一日から新たに局制を採用いたした自治庁、行政管理庁、経済企画庁等の各庁に比しまして警察庁は、規模も格段に大きいのみならず、附属機関、地方機関も有しているものであります。この際現在の部課制にかえて局課制をとることにしようとするものであります。

第三は、第三十一条の改正であります。現行法におきましては、管区警察局長に総務部、公安部及び通信部の三部を置くこととされておりましたが、大都市を管内に有する管区警察局長の特殊性に即応し、及び警察庁内部部局の再編成に対応いたしまして、関東管区警察局長及び近畿管区警察局長につきましては、現行の三部のほか新たに保安部を置き、四部とすることとしたそうとするものであります。

第四は、東京都の区域における警察通信施設の維持管理、その他警察通信に関する事務を分掌している現在の東京都通信部を、関東管区警察局長の下部機構からはずして警察庁の地方機関として、東京都警察通信部を設けようとする第三十三条の改正であります。その理由は、現在通信に関する事務につ

きましては、その他の事務とは異なり、東京都の区域は、関東管区警察局長の管轄に属しており、その下部機関として東京都通信部が置かれております。しかしながら、東京都通信部は首都警察の通信に関する事務を所掌するため、事務量もきわめて多く、関東管区警察局長を通じて、警察庁が東京都通信部を指揮監督することは能率上適当でないもので、その他の警察事務の運営の場合における警視庁の例に準じ、関東管区警察局長から分離し、警察庁直轄の地方機関として、東京都警察通信部を設けようとするものであります。これに伴い第三十条第二項のただし書きを削ることとし、またこの際北海道地方警察通信部の名称を北海道警察通信部に改めることとしたしております。

次は、北海道警察の組織に関する第四十六条、第五十一条及び第五十四条の改正であります。北海道において方面本部を設けておりますのは、北海道の区域が広く、交通上から見ても、地理的環境から見ても他の府県と異なるためであります。現在の五つの方面本部のうち、道警察本部の所在地を管轄している方面本部、すなわち札幌方面本部については、方面本部を廃止し、道警察本部の直轄として、人員、経費の節減をはかるとともに、これによって生じた余剰人員の適正な配置を行わんとするものであり、これが第五十一条の改正であります。なお方面本部が廃止された場合には、その管理機関たる方面公安委員会も存在理由がなくなり、このため、方面公安委員会も置かないこととしたのであります。これが第四十六条の改正であります。また現

在、北海道におきましては、新任の警察官に対する教育訓練を行うため、方面ごとに方面警察学校を設けておりますが、その後の実績にかんがみまして、道における新任者の教養の充実を一を期することが望ましいので、道警察学校におきまして、まとめて初任教養を行うことにしようとするのが第五十四条の改正であります。

次に、移動警察に関する第六十六条の改正についてであります。第一項においては、現行の「協議により定められた」という規定をより明瞭ならしめるため、「協議して定められたところにより」移動警察の権限を行い得るよう改めるとともに、新たに第二項を加え、二以上の都道府県警察の管轄区域にわたる政令で定める道路の特定の区域につきましては、そこでの交通の円滑と危険の防止をはかるため必要があると認められるときは、第一項の例により、すなわち関係都道府県警察の協議して定められたところにより、その道路の区域における事実上、それぞれ警察官の属する公安委員会の管轄区域にかかわらず相互に職権を行い得ることとしようとするものであります。近く開通を予定される関門トンネルや、高速度自動車国道その他の全国的幹線道路につき必要に応じ政令で指定を行うようにならしたいと考えているものであります。

次に、第二条の改正の道路交通取締法の改正について申し上げます。現行法におきましては、すべての道路における諸車の最高速度の制限その他の交通規制は、その道路の区域を管轄する都道府県公安委員会の権限となつておりますが、最近の交

通量の飛躍的増大と自動車交通の広域化という事態に即応するためには、全国的な視野からこれに相当する程度の統制を加え規制の斉一をはかる必要が痛感されますので、今回第二十六条の四の規定を設け、そのような必要が認められる場合にあつては、一級国道その他全国的幹線道路における諸車の最高速度の制限その他の交通の規制等について、国家公安委員会が政令で定めるところにより関係都道府県公安委員会に対し指示を行うことができるようになしようとするものであります。

最後に附則について御説明申し上げます。この法律案は昭和三十三年四月一日から施行することといたしますが、道警察本部の所在地を包括する方面の方面公安委員会及び方面本部の廃止に関する警察法第四十六条第一項並びに第五十一条第一項及び第五項の改正規定は、条例制定の手續も必要でありますので、本法公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行することといたし、その他札幌方面公安委員会の廃止に伴う許可、許可の申請、聴聞等についての経過規定を定めております。

以上、今回の改正案につきまして、その内容を御説明申し上げた次第であります。何とぞよろしく御願いたします。

- 矢尾委員長 亀山委員。この際お願いがあるのでございますが、最近の交通事故の統計がございませば、なるべくすみやかに一つお示しを願いたい。その希望を申し上げます。
- 矢尾委員長 それでは本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十一分散会

昭和三十三年二月十三日印刷

昭和三十三年二月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局